



## 申請書添付書類（該当数字を○で囲むこと。）

- |                                      |                        |
|--------------------------------------|------------------------|
| ①. 工事場所の位置図                          | 8. 地下埋設物の図書及び調書        |
| ②. 工事場所の平面図                          | 9. 隣接の土地の所有者等利害関係人の同意書 |
| ③. 工事の場所の横断面図、縦断面図及び構造図              | ⑩. 帰属承諾書               |
| 4. 構造設計計算書（設計報告書写し）                  | ⑪. 損害賠償責任負担書           |
| 5. 事業計画概要書                           | 12. 土地交換申請書            |
| 6. 施工計画書                             | 13. 予算決議書の写し（地方公共団体等）  |
| 7. 他の官公署の許認可書の写し又は確認書の写し（警察交差点協議書写し） | ⑬. 現地の状況を示す写真          |
|                                      | 15. その他必要な書類           |

注) 変更の場合にあっては1、変更の理由書及び2から15までで変更事項に関するもののみとすることが出来る。

## 留 意 事 項

1. 工事に着手しようとする時は、3日前(道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は14日前)までに、着手届に道路交通法第77条の規定による許可証の写しを添えて提出し、工事を施工するための指示を受けること。
2. 工事に伴う危険防止のため、新潟県道路工事承認規則(以下「規則」という。)に基づき保安上必要な措置を講ずること。
3. 工事は、規則に定める方法で施工すること。
4. 工事の施工により他に損害を与えた場合は、承認工事者の責任と負担において処理すること。
5. 承認を受けた工事の目的、内容及び工事の期間を変更しようとする時は、あらかじめ変更承認申請書に關係書類を添えて提出し、承認を受けること。
6. 住所又は氏名を変更した時は、速やかに住所氏名変更届を提出すること。
7. 承認工事者の一般継承人は、その権利の継承後速やかに承認届に承認の原因を証明する書類を添えて提出すること。
8. 上記5から7までの事項以外の事項を変更しようとする時は、その都度届け出て指示を受けること。
9. 上記7以外の理由で、承認工事者の地位を継承しようとする者は、承認工事者と連名で地位継承承認申請書に承認の原因を証明する書類を添えて提出し、承認を受けること。
10. 当該工事に起因して道路の区域変更が必要となる道路の付替工事等を施工した場合は、工事完了後、指示に従い、道路敷地と他の土地との境界にコンクリート杭を設置すること。
11. 工事が完了した場合は、直ちに完了兼引渡し書に關係書類を添えて提出し検査を受けること。